

厚生労働省発基労第 0419003 号

労働政策審議会

会長 菅野 和夫 殿

別紙「雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案要綱（労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行令の一部改正関係）」及び「雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱（労働者災害補償保険法施行規則及び労働者災害補償保険特別支給金支給規則の一部改正関係）」について、貴会の意見を求める。

平成 19 年 4 月 19 日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案要綱（労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行令の一部改正関係）

第一 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行令の一部改正

規定中「労働福祉事業」を「社会復帰促進等事業」に改めるものとする事。

第二 施行期日

この政令は、公布の日から施行するものとする事。

雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱（労働者災害補償保険法施行規則及び労働者災害補償保険特別支給金支給規則の一部改正関係）

### 第一 労働者災害補償保険法施行規則の一部改正

一 規定中「労働福祉事業」を「社会復帰促進等事業」に改めるものとする。

二 労働者災害補償保険法第二十九条の社会復帰促進等事業として支給する短時間労働者雇用管理改善等助成金は、次のいずれにも該当する事業主に対して支給するものとする。

(一) その雇用する短時間労働者に対する措置として、医師又は歯科医師による健康診断（労働安全衛生法に基づく健康診断を除く。）を実施する事業主であること。

(二) (一)の措置の実施の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

### 第二 労働者災害補償保険特別支給金支給規則の一部改正

規定中「労働福祉事業」を「社会復帰促進等事業」に改めるものとする。

### 第三 施行期日等

- 一 この省令は、公布の日から施行するものとする。
- 二 この省令の施行に関し、必要な経過措置を定めるものとする。